

渋谷区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例

平成26年渋谷区条例第33号

(目的)

第1条 この条例は、区、区民、事業者、警察等の行政機関の密接な連携及び協力の下に、区内の道路、公園、広場その他の公共性を有する場所(以下「公共の場所」という。)における客引き行為及び客待ち行為(以下「客引き行為等」という。)の防止をすることにより、区民及び来街者の安全の確保及び快適性の向上を図ることを目的とする。

(客引き行為等の禁止)

第2条 何人も、公共の場所において、次に掲げる行為について、通行人等不特定の者の中から相手方を特定して、立ちはだかり、同行し、若しくは追従しながら話しかけ、又は役務の提供の内容、料金等を提示しながら客引き又はそのための客待ちをしてはならない。

- (1) 居酒屋等、酒類を伴う飲食の提供
- (2) カラオケボックス等、個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設の提供
- (3) パーマネントウェーブ、結髪、化粧、カッティング、エクステンション、ネイルアート等の方法により容姿を美しくする行為の提供
- (4) エステティック等、人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、又は体重を減ずるための施術を成す行為の提供
- (5) 児童(18歳に満たない者をいう。)に対する物品の販売
- (6) 前各号に掲げる行為のほか、物品の販売又は役務の提供

2 何人も、金銭その他の財産上の利益を供与し、又はその供与を約束して、他人に公共の場所における客引き行為等をさせてはならない。

(客引き行為等防止啓発地区の指定等)

第3条 区長は、公共の場所における客引き行為等の防止を啓発するため特に必要があると認める区域を、客引き行為等防止啓発地区(以下「啓発地区」という。)として指定することができる。

2 区長は、啓発地区を指定したときは、当該啓発地区の区域その他区長が必要と認める事項を告示しなければならない。

3 区長は、必要と認めたときは、その指定した啓発地区の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

4 第2項の規定は、前項の規定による変更又は解除をした場合について準用する。

(指導)

第4条 区長、警察、町会、商店会その他防犯に係る関係団体は、啓発地区において、第2条の規定に違反する行為をしていると認められる者に対し、当該行為を中止するよう指導することができる。

(改善命令及び公表)

第5条 区長は、啓発地区において、第2条の規定に違反して、区民及び来街者の安全の確保及び快適性を著しく害していると認められる者に対し、期限を定めて必要な改善措置を命じることができる。

2 区長は、前項の規定による命令を受けてこれに従わない者については、その事実を公表することができる。

(適用上の注意)

第6条 この条例の適用に当たっては、何人の権利をも不当に侵害しないよう留意しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年12月1日から施行する。